

委 託 契 約 条 項

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この委託契約（変更契約により契約金額、工期等が変更した場合にあっては、変更後の委託契約）をいう。以下「契約」という。）を履行しなければならない。

2 設計図書に明記されない事項については、甲、乙協議して定める。
(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲は、この契約に基づき取得した目的物（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はその内容を変更することができる。
(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、委託業務について特許権その他、第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務の調査等)

第5条 甲は、必要がある場合には、乙に委託業務に関し、説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができる。

(管理技術者等)

第6条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者又は主任技術者（以下「管理技術者等」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者等を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者等は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、履行期限の変更、委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(照査技術者)

第7条 乙は、設計図書に定める場合には、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者等を兼ねることができない。

3 第1項及び第2項の規定は、建築設計業務においては適用しない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第8条 甲は、管理技術者等若しくは照査技術者又は乙の使用人若しくは第3条の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に乙に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第 9 条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定める。

2 乙は、委託業務について仕様書等の不備、不測の事態の発生その他正当な理由がある場合は、甲に対し委託業務の内容の変更を請求することができる。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第 10 条 乙は、乙の責めに帰することができない正当な理由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめ甲に対して、その理由を明示して期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、甲、乙協議して定める。

(危険負担)

第 11 条 第 13 条第 4 項の規定による成果品の引渡し前に生じた損害その他委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由によるものであるときは、甲の負担とする。

(履行遅滞による損害)

第 12 条 甲は、乙の責めに帰する理由により履行期限内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあると認めるときは、乙から違約金(遅滞日数 1 日につき、契約金額の 1,000 分の 1 の額とする。)を徴収して、期限を延長することができる。

2 甲の責めに帰する理由により、第 14 条第 2 項の規定による契約金額の支払が遅れたときは、乙は甲に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条の規定により指定された率による遅延利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡し)

第 13 条 乙は、委託業務を完了したときは、履行届を甲に提出し、成果品について甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の履行届を受領したときは、その日から起算して 10 日以内に検査しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命ぜられたときは、乙は、自己の負担でその指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、前 2 項の規定に準ずる。

4 甲の検査に合格したときは、乙は成果品を甲に引き渡すものとする。

(契約金の支払)

第 14 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対し、契約金の支払を請求する。

2 甲は、前項の規定により、乙が提出する適正な請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に契約金を支払わなければならない。

3 乙は、契約金額が 130 万円以上の業務委託については、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 5 項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、甲に対し、その保証証書を寄託して、契約金額の 10 分の 3 以内の前金払の支払(10 万円単位とし、10 万円未満は切り捨てる。)を請求することができる。

4 前項の規定による前金払は、乙が提出する適正な請求書を甲が受領した日から起算して 14 日以内に支払うものとする。

(部分払)

第 15 条 乙は、契約金額が 200 万円以上で、業務内容が「測量・設計業務委託」、「設計・監理業務委託」等の複数の業種を一体で受注した場合において、1 回に限り部分払を請求することができる。

2 乙は、甲が部分払をすることが適当と認めたときは、その指示する部分が完了した後、甲にその旨

届け出て、検査を受けなければならない。

3 部分払額は前項の検査に合格した完了部分に対する契約金相当額の 10 分の 9 以内とし、その支払方法は前条第 2 項の規定の例による。

4 前金払の支払を受けた場合における部分払の支払金額は、契約額と第 2 項の検査に合格した完了部分に対する契約金相当額との割合を、当該前金払の支払額に乗じて得た金額を前項の部分払相当額から減じた額とする。

(かし担保)

第 16 条 甲は、成果品にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求については、次の各号に定める期間内（当該かしが、乙の故意又は重大な過失による場合は、10 年以内）に行わなければならない。

(1) 土木設計業務等 第 13 条の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内

(2) 測量及び調査業務 第 13 条の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内

(3) 建築設計業務 第 13 条の規定による引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該建築物の工事完成後 2 年以内

3 甲は、成果品の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りではない。

4 第 1 項の規定は、成果品のかしが設計図書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示が不適切であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(解除権等)

第 17 条 甲は、乙の責めに帰する理由により履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき、乙がこの契約に違反したときその他契約の目的を達することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。乙が契約の解除を申し出たときも同様とする。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、第 14 条第 4 項の規定により前金払をしたときは、乙は前金払額に利息（前金払を支払った日から返還の日までの日数につき第 12 条第 2 項に規定する利率によって算定した額とする。）を付けて、甲に返還しなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を違約金として乙から徴収することができる。

4 甲は、委託業務が完了しない間は、第 1 項の規定によるほか必要がある場合には契約を解除することができる。この場合において、前金払をしたときは、第 2 項の規定（利息に関する定めを除く。）に準ずる。

5 前項の規定による契約の解除により乙に損害を生じたときは、甲はこれを賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

6 甲が、第 1 項又は第 4 項の規定により契約を解除した場合に、一部完成した成果品で甲の検査に合格したのがあるときは、当該成果品を甲の所有とすることができる。この場合において、甲は当該成果品に対する契約金の相当額（前金払をしたときは、前金払額を控除した額。）を乙に支払わなければならない。

(独占禁止法違反等による契約の解除)

第 17 条の 2 甲は、前条第 1 項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合

において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条第1項又は前項の規定によるほか、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

（損害賠償の予定）

第18条 乙は、第17条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、委託業務が完了した後においても適用するものとする

（秘密の保持）

第19条 乙は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 20 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項等)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、甲、乙協議して定める。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第 9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。